

■被保険者以外に優先扶養義務者がいる場合は、その者の収入証明を求めることができます

↓↓↓提出書類名の番号上の*については、一覧表の左下の説明を必ずご参照下さい

最新の状況で、直近3ヶ月以内に発行されたもの

【同居の場合】②で被保険者との続柄が明確に確認できなければ必要
【別居の場合】「認定対象者分」が必要

子(実子)

【重要】
■必ず認定日時点の状況を示す書類が必要です ■
提出書類のみで必要事項を確認できない場合、別途追加書類の提出
を求めます

■下記条件全ての行をご確認下さい

複数該当する箇所がある場合は、その行に記載されている全ての書類を提出いただく必要があります

○=必要 ← 青枠の吹き出し内容を確認
△=状況に応じて必要 ← 青枠の吹き出し内容を確認

* ⑯離職票がない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも可

* ⑯雇用保険受給終了の場合は、「支給終了」の印字があるものを提出

* ②日本国内に住所を有する外国籍の方はすべて、「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」の欄は、必ず記載された状態で提出

* ②③ 銀行・郵便局の振込控え、通帳の写し等、第三者が見て、いつ、誰が、誰にいくら振り込んだのかが分かるものを提出

(※1)「離職票-1の写し」は、認定日から30日以内に提出

(※2)「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」は、認定日から60日以内に提出

(三) 在诉讼阶段变更管辖法院的，由受诉法院裁定是否同意。不同意的，裁定移送

(60歳以上、又は障害年金受給要件該当者=150,000円)

(※4)自営業の収入=売上金額-(売上原価+直接的必要経費) 確定申告に

事情(所得38万円未満等)で確定申告をしていない場合、「住民税申告書【控】」を提出(役所の受付印があるもの)

(Q1) 申請時点において、一年以内に退職し、退職日を基準として前後6ヶ月以内に出産した、もしくは出産予定がある場合は、該当する旨を記入して下さい。

③「被扶養者認定申請書付表一B」と、在職時に加入していた健康保険組合の④「健康保険資格喪失証明書」が必要

(Q2) 収入を証明するものとして⑥「直近3ヶ月分の給与明細書」の提出ができるない場合、⑦「雇用条件証明書」でも可。また、前年と歴史

なお、⑥に毎月の非課税交通費の記載があれば、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要

(○3) 収入が減った場合「雇用条件証明書」が提出できない場合は、「減額後の給与詳細3ヶ月分」を提出する。

(Q3)「収入が減った場合」「雇用条件証明書」か「提出した場合は、減額後の月給3万円」と提出

(⑤)直接受けた経費として申告する経費がある場合、領収書等の証憑書類(写し)の添付が必要。証憑書類(写し)の添付が無い場合は、直接受けた経費としての申告は不可。

(5)直前の必要資質として中古9の資質がかかる場合、領収書等の証し書類(手し)の添付が必要

(〇6)「退職証明書」が提出できない場合、退職日が記載された「源泉徴収票」でも

認定申請時から1年以内に、配偶者が産休育休を取得した(現在産休育休中も含む)、又は、取得する予定がある場合は、収入証明の余白に下記1.~3.を記入。

1. 配偶者の産休、育休取得期間を記入
(産休・育休期間: ○年○月○日から
○年○月○日まで取得(予定))
 2. 産休・育休に入る前年の配偶者の年収を記入
※源泉徴収票を提出の場合等で、上記年収が確認できる場合は記入不要
 3. (配偶者の収入証明の金額が被保険者の収入よりも多い場合)
配偶者が今後1年間に受ける見込みのある収入額を記入
※原則は年間収入が多い方の被扶養者となる